

荘銀タクト鶴岡施設利用に係る同意書

1. 使用申請書の記載内容に虚偽の記載はありません。また、利用に際し以下の行為は行いません。
 - (1) 公の秩序を乱し公益を害する行為。
 - (2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその他の反社会勢力が施設を利用する行為。
 - (3) 販売または契約行為などの営利目的で利用する行為（イベントを主とし、それに付随する物品販売行為は可）。
 - (4) 施設又は設備備品を汚損もしくは破損する行為。
 - (5) 管理運営上支障がある行為、又は第三者へ迷惑を及ぼす恐れのある備品等の使用や持ち込み行為。
 - (6) 許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡・転貸する行為。
 - (7) 使用者と連絡を一切取れなくする行為。
 - (8) 特別な許可無く使用料を滞納する行為。
 - (9) 当館職員等に対する過度な要求や、当館内外での恫喝や大声による罵倒や怒声、又は、合理的な範囲を超える負担の要求を行う行為。
2. 使用許可書が発行されてから広報宣伝やチケット販売を行います。その際、広報物には主催者の問合せ先を記入します。また、チラシ・ポスター等の掲示場所は館の指示に従います。
3. 施設等の利用に際し、関係者及び入場者への指示を含め、以下の事について遵守します。
 - (1) 入場者は定員以内とし、通路での立見は行わないこと。定員以上のチケット・整理券を発行する場合、入場制限があることを記載すること。
 - (2) 大ホール舞台上、客席内において、飲食・物品の販売は行わないこと。
 - (3) 許可なく物品の販売、募金行為、危険物を使用しないこと。
 - (4) 壁、柱、ガラス、扉などへの掲示物等を直貼りしないこと。
 - (5) 敷地内（館内、外）すべてで喫煙をしないこと。
 - (6) その他、館職員の指示に従うこと。
4. 使用料の取扱いについては、以下内容を了承します。
 - (1) 既納の使用料は還付しません。
 - (2) 設備等使用料は、許可された施設の区分・時間数に応じて積算する。
 - (3) 設備等の使用の有無にかかわらず、仕込みを開始した時点から撤去の時間までを積算する。
5. 施設及び設備備品等を破損又は紛失した際は、速やかに届け出ると共に、生じた損害を賠償します。
6. 館内での盗難・紛失は、館側では一切責任を負わないことを了承します。
7. 利用終了後は許可された時間内に、使用施設の清掃、原状復帰、鍵の返却を行います。

同意事項を遵守していないと館側が判断し、利用を取消、停止された場合、異議を申し立てません。また、利用の取消等により、使用者及び使用関係者が受けた損額についても請求いたしません。